

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年8月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 3番 高橋 誠一 4番 峠田 一徳
5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司 7番 本間 仁一
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 10番 小野 博
11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
2番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓
同 上 事務局補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第14号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第34号 非農地証明願に対する可否について

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和元年8月19日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、2番黒澤ちよ子委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。13番鈴木正徳委員、3番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 13番 鈴木 正徳 委員
3番 高橋 誠一 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第14号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第14号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年7月31日付け農第380号で、南陽市長から本委員会に対し、7月11日付けで2件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

なしの声がありますので、報第14号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第5 報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第15号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。
1番につきましては、賃貸人 ■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外3筆 田1, 738m、畑2, 221㎡ 合計3, 959㎡を賃貸人の希望により、合意解約するものでございます。以上です。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） なしの声がありましたので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第33号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページになります。

1番につきましては、■■■■が、■■■■外1名から、▲▲字▲▲畑 65㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲外2筆畑 合計511㎡を所有権移転し、車庫兼倉庫を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第2種農地と判断でき、転用目的も問題なく、周辺に適当な非農地や第3種農地がないため、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲畑 合計705㎡を所有権移転し、資材置場と駐車場として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第33号 1番から3番までの現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番
（安達芳紀委員）

8月19日に、私と佐藤一志委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条3件の現地調査へ行って参りました。

全ての案件について、申請とおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について質疑・意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

許可することが妥当と認められる委員が全員と認めます。

よって、本案については許可相当の意見を付することに決しました。

- 議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第34号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第34号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第34号につきまして、ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。
1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目 田 合計353㎡が、昭和33年に農作業小屋、昭和55年に住宅を建築し、現在に至っているものでございます。
農作業小屋、住宅敷地として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断できます。以上です。
- 議長（高橋会長） ここで、議第34号 1番の現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。
- 9番
（佐藤一志委員） 8月19日、私と安達芳紀委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で非農地1件の現地調査をして参りました。この案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。
- 12番
（伊藤圭一委員） 時効を迎えたとはいえ違反転用ではありますが、始末書など書いてもらう必要はないのでしょうか。
- 嶋貫農地係長 20年未満で同様の案件があった場合については、農地法違反である旨の始末書をいただく取扱いとなっております。20年以上経過した案件については、ご指摘どおり時効の考えもあることから、県の基準に基づき非農地の判断をするにあたり始末書まではいただかなくとも、窓口で農地法違反のお話はしているところです。時効ということが大きな要件となっていることから、始末書までは現在いただいていない状況でして、今後取扱いを検討する必要があると思います。

議長（高橋会長） 農地パトロールなどを行い、本来であれば見つけなければならなかった場所を見つけられなかったということもあります。
今後は取扱いをどのようにしたらよろしいでしょうか。

12番 今回非農地証明を申請するに至った経緯はなんでしょうか。

（伊藤圭一委員）
嶋貫農地係長

■■■■の息子さんが今家を建てる計画をしたところ、地目が田となっており、地目を宅地に変更する必要性から判明いたしました。始末書付きの5条申請も検討したところですが、非農地証明を出せる案件と判断し、今回の申請となりました。

10番 同様の案件は数多くあると思いますが、その際に始末書を提出することがない体制が必要ではないかと思います。

12番 20年未満の案件があった場合はきちんと始末書をいただき、20年以上の案件については非農地証明という、今の取扱いのままだが適当ではないでしょうか。

議長（高橋会長） 今後の取扱いについては、現状どおりとのことでご理解をお願いしたい。

議長（高橋会長） 他に質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（高橋会長） 許可相当の意見を付することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件は、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和元年8月19日付け 南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時49分）